

お知らせ

「人材投資促進税制」に関する お知らせとお願い

社団法人 特殊鋼倶楽部

平成17年度から、教育訓練費の一定割合を法人税額等から控除する人材投資促進税制が導入されております。

税制の適用関係については、国税庁より別紙1の通達が発せられており、申告書に添付すべき書類の記載方法は別紙2の取扱となっております。

本税制を積極的に活用して頂くにあたり、経済産業省から情報を提供がありました。

問い合わせ先：経済産業省 経済産業政策局 産業人材参事官室

TEL：03-3501-2259（直通）

以上

国税庁法令解釈通達（平成17年12月26日付）のポイント

（以下、この項は国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> から引用）

（1）他の者から支払を受ける金額の範囲（措通42の12-1）

この制度の対象となる教育訓練費の額は、当該事業年度の損金の額に算入される教育訓練等に要する費用の額に限られますが、その教育訓練費に充てるために「他の者から支払を受ける金額」がある場合には、当該金額を控除した後の金額となります。この場合の「他の者から支払を受ける金額」に該当するものを例示により明らかにしています。

国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金

販売業者等である法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該法人の取扱商品の製造業者等から交付を受けた金銭の額

（2）教育訓練費の範囲（措通42の12-2）

この制度の対象となる教育訓練費は、原則として自社の使用人に対して実施する教育訓練等に要する費用に限られますが、一の教育訓練等の受講者のなかに自社の使用人と同等の事情にある専属下請先等の従業員が含まれている場合であって、その者の数が極めて少ないときは、当該教育訓練等に要する費用の全額を当該法人の教育訓練費の額とすることができる旨を明らかにしています。

（一の教育訓練等に自己の使用人とそれ以外の者が含まれている場合には、当該法人の教育訓練費の額は、上記の取扱を適用する場合を除き、当該教育訓練等の費用の額を自己の使用人の受講者数とそれ以外の受講者数との比等の合理的な基準によってあん分する方法で計算した金額になります。）

確定申告書に添付すべき書類の記載方法について

本税制の適用を受ける場合には、教育訓練等の内容や教育訓練費の明細等を記載した書類を確定申告書に添付する必要があります。

書類に記載すべき項目として、「教育訓練等に参加した使用人の氏名」があり、原則として参加者全員の氏名を記載するか、参加者の一覧表を添付することとなっています。これに関して、参加者が多数であるときは、参加者が正しいものである場合に限り、「（参加者氏名）ほか 業務従事者全 名」といった形で略することが可能となっております。